

## 平成 31 年 天草市農業委員会第 2 回総会議事録

平成 31 年 2 月 26 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	中村三千人君
5 番	宮崎義一君	6 番	君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

6 番	黒川紀世子君	9 番	本田実君
-----	--------	-----	------

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	藤本寿	局長補佐	大 中 靖
係 長	荒木賢司	参 事	松 本 馨
参 事	佐々木暁史	主 査	中 山 喜 光

### 4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 8 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について
- 日程第 5 議第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議第 10 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 11 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 8 議第 12 号 納税猶予に関する証明について
- 日程第 9 議第 13 号 平成 31 年度天草市農業労働賃金標準額について
- 日程第 10 報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成31年天草市農業委員会第2回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆様こんにちは。春になって、それぞれ農作業でお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。1月29日、30日に県内の会長と事務職員の合同会議がありました。農業委員会において、農地利用の最適化に向けて推進を図っていくことのできました。特に「人・農地プラン」におきましては、それぞれの地域の中で話し合っていたくことになっていきますので、今年度も来月で終わりになりますけれど、それぞれの委員が地域の中に入っていただいて、農地利用がうまくいくように実施していただきたいと思っております。本日のご審議よろしくをお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 本日は、6番黒川委員、9番本田委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、4番中村委員、5番宮崎委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。佐伊津町の譲受人は熊本市の譲渡人外2名より、佐伊津町の田2,573㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北西へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 2番について説明します。志柿町の譲受人は長崎県佐世保市の譲渡人より、志柿町の畑 855 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したバリュー東部店から北東へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 3番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田 788 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から北東へ約1.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑303㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑161㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所二江出張所から西へ約1.0km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地周辺の地区では駐車場が不足しているため、貸駐車場として需要が見込まれることから6台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に一部固めてあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 3番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の田1,019㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草支所福連木出張所から北西へ約1.1km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地としての管理が困難なため、センダン400本を植林する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 4番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の田947㎡と畑1,173㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草支所福連木出張所から北西へ約0.8km、青色で着色した県道本渡下田線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地としての管理が困難なため、クヌギ50本、杉150本を植林する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。すでにクヌギを植林してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第8号、農地法第5条事業計画変更承認申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） この案件につきましては、次の議案第9号の1番と関連する案件ですので、まとめてご説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい、お願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。

この案件は、平成28年1月22日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けた、楠浦町の田497㎡に店舗を設置する計画の内容を変更したいというものです。転用者は楠浦町の法人で、楠浦町の田497㎡に賃借権の設定をして車両展示場へ転用する案件です。計画変更の理由は、当初パン類の販売店舗の建設を予定していたが、採算性が確保できない状況になったため計画を変更するものです。変更後は、申請地の道路向かいにあるガソリンスタンド兼中古車展示場の展示スペースが狭くなってきたことから、車両展示場として申請されました。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した錦島運動公園から北西へ約1km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、土地改良区からの非農用地証明が添付されているため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、中古車展示用の車両置場18台分として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は承認することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の4ページをお開きください。1番については、先ほど説明しました通りです。

○議長（鶴田雄士君） 議第8号と同じということで、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は今釜新町の個人で、楠浦町の畑483㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約0.8km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3番について説明します。転用者は佐伊津町の個人外1名で、佐伊津町の畑109㎡と田35㎡を売買により取得して通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡海水浴場から北へ約0.7km、青色で着色した市道大矢崎明瀬線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅への通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に通路として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 4番について説明します。転用者は小松原町の個人で、本町の田368㎡と畑42㎡に貸借権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南へ約0.5km、青色で着色した県道本渡五和線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田270㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。



(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 6番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田186㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡学校給食センターから南へ約0.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 7番について説明します。転用者は本渡町の個人で、亀場町の畑348㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北西へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 8番について説明します。転用者は今釜町の個人で、亀場町の畑366㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北西へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に一部造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 資料②の6ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は上天草市の個人で、倉岳町の畑1,265㎡を売買により取得して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳中学校から西へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル360枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 10番について説明します。転用者は福岡市の個人で、倉岳町の畑1,204㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から北西へ約0.8km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル300枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 11番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の畑1,099㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から北西へ約0.8km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル300枚を設置し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 12番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の畑485㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から北西へ約0.8km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、隣接する山林を含めた1,720㎡に太陽光パネル300枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の7ページをご覧ください。13番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田249㎡を贈与により取得して農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本町公民館から北東へ約3.0km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農業用倉庫、残地を物置等として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に農業用倉庫として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、14番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 14番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑477㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧城河原小学校から北東へ約0.9km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました14番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、15番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 15番について説明します。転用者は愛知県豊田市の個人で、新和町の畑363㎡に使用貸借権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した中田港ターミナルから北東へ約1km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、退職を機に天草へ移住するため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました15番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、16番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 16番について説明します。転用者は東京都の法人で、天草町の田7,837㎡と畑291㎡に地上権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草支所福連木出張所から東へ約1.1km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル1,920枚を設置し利用する計画です。資料③の6ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に一部造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました16番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当と決定致します。

次に、17番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の8ページをお開きください。17番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑420㎡に使用貸借権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから北西へ約0.5km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し建替えが必要なため、住宅1棟、倉庫1棟、鶏小屋1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に建築されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました17番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第10号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 議第10号について説明します。資料②の9ページからご説明いたします。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が18件、再設定の計画が11件、転貸が2件、合計で31件、筆数45筆、総面積57,676㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の7ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました貸借権設定31件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第11号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の25ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、五和地域が1件。筆数は全体で2筆、面積は965㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の8ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番、2番の地図です。五和支所から西へ約1.5kmのところと南西へ約1.8kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 本件につきまして、質疑はございますか。

○3番（山本隆久君） 現地を確認しましたが、2番については山林として認められないと思われませんが。

○議長（鶴田雄士君） 2番は原野として認定すればどうでしょう。

○10番（小堀田幸一君） 管理する人がいなければ、非農地として認定すべきだと思います。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、1番を山林、2番を原野として認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、議第12号、納税猶予に関する証明についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の26ページをお開きください。納税猶予に関する証明について説明します。農地に係る贈与税の納税猶予を受けている倉岳町の個人と不動産取得税の納税猶予を受けている二浦町の個人から納税猶予の対象となっている農地について、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が提出されています。申請地は、資料②の26ページに記載しております。スクリーンをご覧ください。1番、贈与税の現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。2番、不動産取得税の現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。引き続き農業経営を行っている旨の証明を行ってよろしいかご審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○2番（稲田秀敏君） 申請者は畜産を本業として頑張っておられますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

○7番（松下二六一君） 現地を確認しましたが、耕作しており問題ございませんでした。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり承認することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり承認致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第9、議第13号、平成31年度天草市農業労働賃金標準額についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大中靖君） お手元の資料④をご覧ください。議第13号、平成31年度天草市農業労働賃金標準額（案）についてでございます。表の構成は、左から作業種目、それから作業内容、単位は10a当たりの単価ですが、ハーベスターは30kg、畦ぬりは1m、一般農作業は8時間としております。その右側がそれぞれの標準額を提示しています。この表の



作成につきまして、参考資料を2ページ以降にお付けしております。

まず、資料1を見ていただきますと、県の最低賃金ですが、平成29年度の737円から30年度が762円ということで3.39%のアップ率です。また、その下の平成30年改定表に産業別の最低賃金を提示しています。それから資料2に、管内の上天草市、それから苓北町の労働賃金標準額の比較表を示しております。上天草市は、30年度の額のうち一般農作業を6,100円に変更し総会に諮られます。また、苓北町でございませうけれど、こちらについては一般農作業を同額で総会に諮られています。

次に資料3ですが、これは天草市内の4組合で適用している作業の受託表ということで提示しています。これら各組合の平均をとり、他の市町との調整を行っております。今回変更したのは、「あらぐれ」・「しろかき」の同時仕上げを1,900円増とし、コンバインによる刈り取りを1,000円増としております。

また、一般農作業につきましては、30年度の5,900円では県の最低賃金を下回りますので、200円増額して6,100円としております。そして、毎年最低賃金の改定が10月頃に行われますので、改定後の賃金が一般作業の賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないように気を付けていただくよう記載しております。以上、農業労働賃金標準額についてご説明しましたが、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見やご質問はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第10、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の27ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成31年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

午後3時15分

閉会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 中村三千人

署名委員 高崎義一